

# 地域計画変更に係る手続き等について

【令和7年3月】

【令和7年8月(一部改正)】

竜王町農業振興課

- 1 地域計画の変更が必要な場合等について
- 2 地域計画の変更にかかるスケジュールについて
- 3 令和7年度以降の集落での地域計画窓口(担当)について
- 4 地域計画窓口(担当)者への依頼事項等
- 5 今後想定がされる事案等について

# 1 地域計画の変更が必要な場合等について

ア 地域における農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、とるべき必要な措置の変更

イ 目標地図に位置付けられた者の変更

ウ 農業目的外の農地転用による区域の変更 など

通常手続きによる変更

エ 地域の名称または地番の変更

オ 農業を担う者の相続による変更

カ 実質的な変更を伴わない変更

(例: 作物の変更・有機農業エリア等の農地利用方針の変更など  
必須事項の軽微なもの、任意記載事項の変更、基盤整備や  
地籍調査等による面積変更、田畑転換、経営規模が変わらない  
個人経営体の法人化)(農地転用に係るものを除く。)

関係機関への意見照会、  
縦覧公告不要

ア

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

(2) 農地中間管理機構の活用方法

(3) 基盤整備事業への取組

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策 ☐ ②有機・減農薬・減肥料 ☐ ③スマート農業 ☐ ④輸出 ☐ ⑤果樹等  
☐ ⑥燃料・資源作物等 ☐ ⑦保全・管理等 ☐ ⑧農業用施設 ☐ ⑨その他

【選択した上記の取組内容】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

②〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

力

ア

ウ

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域計画の区域の状況

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）       | h a |
| ① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積               | h a |
| ② 田の面積                               | h a |
| ③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）                     | h a |
| ④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計        | h a |
| ⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 | h a |
| （参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計          | h a |
| うち後継者不在の農業者の農地面積の合計                  | h a |

（備考）

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

#### (2) 地域農業の現状及び課題

#### (3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

力

ア

### 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

#### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

#### (2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率      〇〇    %      将来の目標とする集積率      〇〇    %

#### (3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

| 才<br>力 |  | 農業を担う者<br>氏名・名称) | 現状    |      | 10年後<br>(目標年度：令和 年度) |       |      |            |              |    |
|--------|--|------------------|-------|------|----------------------|-------|------|------------|--------------|----|
|        |  |                  | 経営作目等 | 経営面積 | 作業受託<br>面積           | 経営作目等 | 経営面積 | 作業受託<br>面積 | 目標地図<br>上の表示 | 備考 |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
|        |  |                  |       | ha   | ha                   |       | ha   | ha         |              |    |
| 計      |  | 0経営体             |       | 0 ha | 0 ha                 |       | 0 ha | 0 ha       |              |    |

[illegible]

集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

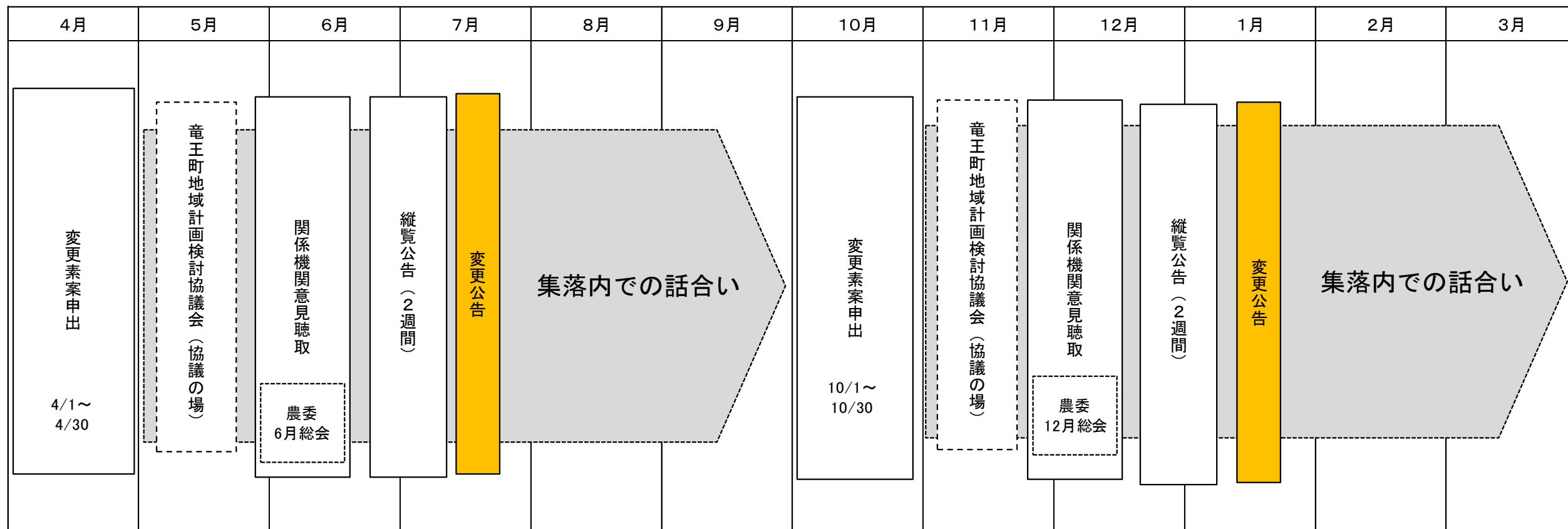
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め

## 2 地域計画の変更にかかるスケジュールについて



- ・地域計画検討協議会（協議の場）については、年1回または2回開催予定。
- ・軽微な変更（エ～カ）については、関係機関への意見聴取および縦覧公告は不要

### 3 令和7年度以降の集落での地域計画窓口(担当)について

地域計画は、一度策定して終わりではなく、地域農業の実態に応じて随時更新(ブラッシュアップ)し、完成度を高めていくことが重要であるため、地域において進捗管理(集落内での手続きを含む。)等を担っていただく方(集落窓口(担当))を選出いただきました。

#### 【参考】農林水産省 地域計画策定マニュアル(令和6年10月)抜粋

##### 地域計画の実現に向けた支援・取組①(地域計画の実行)

地域計画は、策定だけでなく、実現に向けて実行することが大切です。

1. 市町村は、地域計画に定めた「農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の進捗具合を確認しましょう。

2. ① 農用地の集積・集約化

② 農地中間管理機構の活用方法

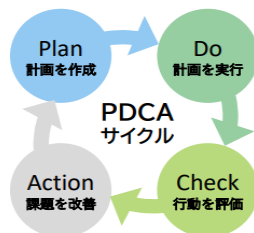
③ 新規就農者や入作者の確保

などが思うように進んでいない場合には、PDCAサイクルを通じて不断の検証を行きましょう。

3. 併せて、次に留意しながら随時ブラッシュアップし、目標地図の完成度を高めていきましょう。

① 把握できていない農業者や所有者の意向の把握

② 耕作している農業者の意向を尊重しながら、農地の集約化に向け、農地バンクを活用して、目標地図に位置付けられた者への農地の貸付けの働きかけ



目標地図に位置付けられた者に変更があった場合には、地域計画を変更しましょう。まとめて変更することも可能です。

4. 地域では、地域計画に定めた方針に基づき、適宜、協議の場を開催し、取組の具体化に向け協議しましょう。

例えば

① 基盤整備の導入に向け、都道府県や市町村、土地改良区などの土地改良事業担当と事業要件の確認やスケジュール調整、所有者との最終調整、整備内容の決定などを協議

② 地域外から受け入れるエリアや、必要な整備や受入条件、呼込方法などを市町村や普及センター、JAなどの関係機関と協議

③ スマート農業や有機農業の導入に向けたスケジュール、生産方法の確認、農業用機械・施設の選定、販路先や関係組織との調整

④ 耕種農家と畜産農家、コントラクター、TMRセンター、公共牧場等とで飼料の種類や生産量、飼料及び堆肥の提供時期などを協議

5. 地域計画の実行にあたっては、市町村、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区などの関係者が連携しながら、地域一体となって取り組んでいきましょう。

都道府県は、市町村の取組みが円滑に進められるよう、都道府県段階の関係機関が連携し、一体的に支援するよう配慮しましょう。

## 4 地域計画窓口(担当)者への依頼事項等

### ■年に1回

- ・基本的に年1回以上は、地域内での話し合いを実施してください。  
(計画の内容に変更がないか、計画の進捗状況の確認等)

### ■年に2回(4月、10月)

- ・ア～カの変更が生じる場合は、地域計画変更申出書の提出が必要です。
- ・詳細については、「資料2 地域計画の変更に係る提出書類について」をご確認ください。

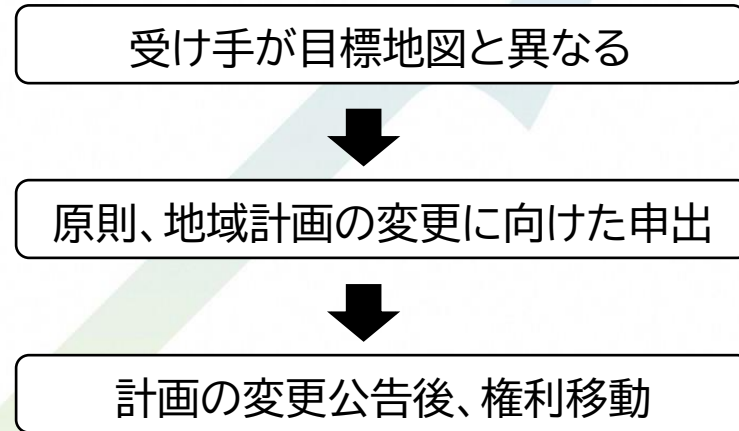
## 変更に係る集落での合意形成方法の一例

|                 |                                         |                         |
|-----------------|-----------------------------------------|-------------------------|
| 軽 微<br>↓<br>重 要 | 地域の目標地図に位置づけられた担い手による地図と異なる形での貸借        | 推進委員（農業委員）および地域計画担当窓口一任 |
|                 | 個人等による農地転用（農業用施設等含む）                    | 役員一任                    |
|                 | 地域の目標地図に位置づけられていない者による貸借（1、2筆等小規模な権利移動） | 役員、耕作者等による話し合い          |
|                 | 地域の目標地図に位置づけられていない者による貸借（大規模な入り作等）      | 集落による話し合い               |
|                 | 公共転用等大規模な地域計画区域の変更                      | 集落による話し合い               |

※合意形成の方法については、集落内でのトラブル等を避けるためにもあらかじめ各地域の集会等で同意を得たうえでの運用が望ましい。

## 5 今後想定がされる事案等について

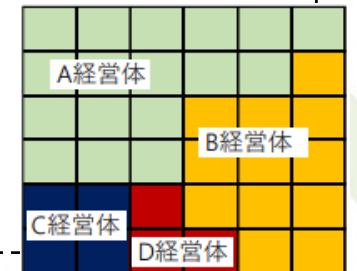
### (1) 目標地図と異なる農地の権利移動(所有権移転または賃借権設定等)について…イ



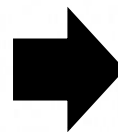
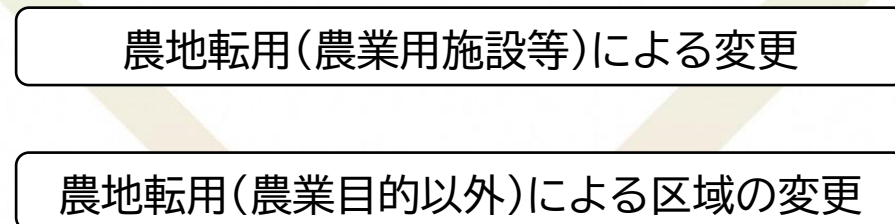
#### 例外として …

地域計画の「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」に沿った権利移動である場合。

⇒ 関係者等と相談し当該地域の地域計画の内容に反しないことを確認した上で権利移動の手続きを行う。



### (2) 地域計画内での転用に伴う区域の変更について…ウ



個々の案件により対応が必要であり、転用の可否についての判断も必要なため、転用事業者が町・農業委員会へ個別に相談を行う。その上で、地元関係者等の了承を得て変更の手続きを進める。